

平成20年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成20年3月18日（火曜日）

議 事 日 程（第7号）

- | | | | |
|-----|-----|-----|-------------------------------------|
| 第 1 | 議案第 | 45号 | 平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第 2 | 議案第 | 46号 | 平成20年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算 |
| 第 3 | 議案第 | 47号 | 平成20年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第 | 48号 | 平成20年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算 |
| 第 5 | 議案第 | 49号 | 平成20年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算 |
| 第 6 | 議案第 | 50号 | 平成20年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第 7 | 議案第 | 51号 | 平成20年度四万十町介護保険事業特別会計予算 |
| 第 8 | 議案第 | 52号 | 平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計予算 |
| 第 9 | 議案第 | 53号 | 平成20年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第10 | 議案第 | 54号 | 平成20年度四万十町園芸作物価格安定事業特別会計予算 |
| 第11 | 議案第 | 55号 | 平成20年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第12 | 議案第 | 56号 | 平成20年度四万十町下水道事業特別会計予算 |
| 第13 | 議案第 | 57号 | 平成20年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計予算 |
| 第14 | 議案第 | 58号 | 平成20年度四万十町給与等集中処理特別会計予算 |
| 第15 | 議案第 | 59号 | 平成20年度四万十町水道事業会計予算 |
| 第16 | 陳情第 | 10号 | バイオマス等自然エネルギー施設導入に助成措置を求める陳情書 |
| 第17 | 陳情第 | 1号 | 四万十町見付字壺合奈路の農道の町道認定及び舗装工事の施工に関する陳情書 |
| 第18 | 陳情第 | 2号 | 町道編入を求める陳情（フナキノ線） |
| 第19 | 陳情第 | 3号 | 町道編入を求める陳情（大久保線） |
| 第20 | 陳情第 | 4号 | 町道編入を求める陳情（ヨスケ線） |
| 第21 | 陳情第 | 5号 | 町道編入を求める陳情（中部屋線） |
| 第22 | 陳情第 | 6号 | 町道編入を求める陳情（城屋敷線） |
| 第23 | 陳情第 | 7号 | 国道439号線小石トンネル出口から大正大奈路、西ノ川大橋 |

までの歩道街路灯設置要望について

第 2 4 陳情第 9 号 家地川地区の未給水地区への簡易水道整備の陳情書

第 2 5 陳情第 1 1 号 国道 4 3 9 号線小石トンネル～大正大奈路、西ノ川大橋間の街
路灯の設置を求める陳情

第 2 6 発議第 1 号 補助金等で整備した施設の有効活用を求める意見書

第 2 7 発議第 2 号 議員派遣の件について

第 2 8 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 8 まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（25名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	1 1 番	松 下 和 孝 君
1 2 番	林 健 三 君	1 3 番	酒 井 祥 成 君
1 4 番	下 元 昇 君	1 5 番	竹 内 常 喜 君
1 6 番	田 邊 幹 男 君	1 7 番	戸 田 健 彦 君
1 8 番	堀 本 伸 一 君	1 9 番	梶 原 政 利 君
2 0 番	田 邊 客 子 君	2 1 番	牧 野 利 恵 子 君
2 2 番	味 元 和 義 君	2 3 番	宮 地 章 一 君
2 4 番	氏 原 郭 君	2 5 番	宮 崎 南海男 君
2 6 番	池 本 公 夫 君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

1 0 番 田 邊 哲 夫 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町 長	前 田 哲 生 君	副 町 長	甲 把 英 一 君
副 町 長	高 瀬 満 伸 君	総 務 課 長	浜 田 好 清 君
総務課副課長	敷 地 敬 介 君	総務課副課長	樋 口 寛 君
企 画 課 長	武 内 文 治 君	管財契約課長	佐 竹 節 文 君
税 務 課 長	山 本 靖 君	町民環境課長	市 川 敏 英 君
健康福祉課長	岡 林 寿 男 君	農林水産課長	渡 部 睦 君
林 業 政 策 監	田 辺 由喜男 君	商工観光課長	森 芳 明 君
建 設 課 長	武 市 逸 夫 君	上下水道課長	伊 藤 哲 郎 君
会計管理者	永 井 立 一 君	教 育 委 員 長	中 岡 全 君
教 育 長	水 間 淳 一 君	教 育 次 長	長谷部 文 男 君
学校教育課長	掛 水 誠 幸 君	生涯学習課長	山 本 弘 光 君
農業委員会事務局長	武 内 洋 介 君	代表監査委員	奥 宮 敏 男 君
総務課財政班長	森 本 吉 彦 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	柴 久 幸 君
大正診療所事務長	林 正 憲 君	産業建設課長	下 藤 広 美 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	林 伸 良 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	岡 本 順 一 君	十和医療福祉センター所長	酒 井 正 君

~~~~~

事 務 局 出 席 者

|        |           |     |           |
|--------|-----------|-----|-----------|
| 議会事務局長 | 今 村 茂 君   | 次 長 | 西 谷 典 生 君 |
| 書 記    | 竹 内 寛 子 君 |     |           |

~~~~~

午前9時28分 開議

○議長（味元和義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第1回四万十町議会定例会13日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に、10番田邊哲夫君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第1 議案第45号平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第2 議案第46号平成20年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第3 議案第47号平成20年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第4 議案第48号平成20年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第5 議案第49号平成20年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算、以上、議案第45号から議案第49号までの5議案を一括議題とします。この5議案につきまして、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 議案45号の健康保険事業特別会計予算についてちょっとお尋ねします。

今回、もちろん歳入も後期高齢者の医療制度ができた関係で1億1,000万の減額になっているわけですが、国保料の計算の仕方がちょっとわかりませんので教えてください。後期高齢者は結局広域で、県で、広域の国保料の算定になりますので、その分がのくわけですので、従来の、今、市町村単位でやっている国保料は、医療が要った分での計算になるわけで、後期高齢者の分を除くとなれば、今までと違うになるんじゃないかなと思うわけですが、国保料は変わりませんか、後期高齢者医療制度ができた関係で。

○議長（味元和義君） わかっちゅう人が答弁してくれたらええですよ。

山本税務課長。

○税務課長（山本 靖君） お尋ねは、国保料というお尋ねをされましたが、今、歳入の国保税についてのお尋ねでしょうか。

〔２０番田邊客子君「はい」と呼ぶ〕

確かに後期高齢者、７５歳以上、基本的には、障害者の方は７５歳以下の方もおいでますが、７５歳以上の方が後期高齢者制度に移られた分については減額になっております。その分、一応１億５，０００万程度を後期高齢者の分として国保税の歳入からは減額、その分減っております。

以上です。

○議長（味元和義君）　２０番田邊客子君。

○２０番（田邊客子君）　私が言いたいのは、後期高齢者は若い方より以上に医療費が要っているわけでしょう。今までの国保会計の計算の中で非常に大きな医療費が要ったという、占めていたわけですよ。その分がのくわけでしょう。県全域での算定になるんで、今度残った分の国保加入者の方の医療のね、今まで、いったら７５歳以上の高齢者の医療費が随分要っていたと思うんですよ、若い方より。その分がのくわけで、だから、あと残った方の国保税がね、今までより安くなってくるんじゃないかという予測ができるわけですけど、その点ではいかがでしょうかということなんです。

○議長（味元和義君）　山本税務課長。

○税務課長（山本　靖君）　おっしゃる意味はわかります。

それです、一応今回新たに高齢者支援金分として、国保税の税率は現段階では動かして、税率アップはしてないので、今までの税率の枠組みの中で後期高齢者支援金分として、今の国保税の加入者が支援金分としての負担をするということになります。

以上です。

○議長（味元和義君）　２０番田邊客子君。

○２０番（田邊客子君）　わかりません。

支援金というのは割合があって支援金として計算されるんですよ。それで、今の三方式、その方式の計算方式は変わらないけど、医療費がどればあかかったかという全体の中の計算になるんで、それで、後期高齢者の多額の医療費部分がのければ、もっと保険料が下がってくるんじゃないかと単純に考えでそう思うわけですけど。十分理解できなければ後でゆっくり。

○議長（味元和義君）　市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君）　医療費のことだと思いますがお答えします。

従来、国保等で老人医療がありまして、その分で４割を見ておりました。その分が７５

歳以上の後期高齢者の方へ行くから、そっちが安くなるんじゃないのということになるのかと思いますけれども、後期高齢者の方にもですね、支援金として4割が出ていきますので、内容的には医療費としては同じように国保から流れていきます。したがって、医療費の方とすれば、拠出されていきますので、その分が変わらないと。それで、今ある医療の中では、老人医療の方に拠出していますので、国保で見ておった分ですよ、見ておりました。今回も、広域連合に行きますけれども、その分を見ないかんがですよ、4割は。それに向けてお金を回さないきませんので、内容的には、医療費としては変わらないと。わかりにくいですか。

〔20番田邊客子君「わかりにくいです」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔20番田邊客子君「後で勉強します」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号平成20年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算を採決します。

議案第４６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４７号平成２０年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算を採決します。

議案第４７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４８号平成２０年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算を採決します。

議案第４８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第４９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号平成20年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第6 議案第50号平成20年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第7 議案第51号平成20年度四万十町介護保険事業特別会計予算、日程第8 議案第52号平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第53号平成20年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第10 議案第54号平成20年度四万十町園芸作物価格安定事業特別会計予算、以上、議案第50号から議案第54号までの5議案を一括議題とします。この5議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 議案第52号ですが、これは簡易水道の事業なんですが、簡易水道、現在、今回も昭和地区で工事費が組まれておりますが、今後の見通しですね、説明の中で、簡易水道は施設数37かね、もでき上がっておるということですが、今後の見通しはどのようになっていますかね。あとどのぐらい地区が残っておるか。また、これから、この前に説明を受けた中で、簡易水道事業がなくなって上水道に切りかえていかんといかんということもお伺いしております。簡易水道の中でこういったことを整備していくのはいいんですが、上水道ということになればですね、給水に係る水道料が上がりやせんろうかという心配もあると思います。そういったところで、簡易水道と上水との今の整備の仕方によって変わってくる点もあるろうと思いますので、ひとつその辺、今後の簡易水道の見通しをひとつお願い、説明していただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） お答えいたします。

水道事業に関しましては以前にもご説明申し上げたこともありますけれども、平成28

年度までには水道事業として一本化をするべきという国の方針が出ておりまして、会計を一つにしようとするものでございますけれども、簡易水道の整備につきましては、窪川地区にまだ未普及地域が3地区ございます。それについても、すみません、4地区でしたか、順次整備をしていく予定でございます。

そして、旧大正町に1カ所あります。それと旧十和地区にまだ未普及地域が数地区残っております。それも今後の整備計画に入れていく予定でございます。

料金についてはいずれ一本化したときには、ある程度の改定は必要にはなっただろうかと思っております。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） ちょっとわからないんですが、窪川の3地区ですよ。これはまだそんなところ残っていますか。それで、ちょっと詳しい地区をよね、できれば、構わなかったら言うてもろうたらうんといええですが。お願いします。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） 羽立川地区と本在家、西の川、川ノ内です。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） わかりました。

羽立川は今回も出ていますよね。陳情文が出て整備してくれということになっております。本在家、川ノ内は、これは前のときからずっと、窪川のときからと言われておったところが部分的に残っちゃうということです。

ただ、十和が今、大きい簡易水道をずっと整備しておるわけですが、十和地区がどのぐらいのものが残っておるか。これ、ただ数地区と言われても、あと、今後、平成28年度までに統一せんといかんということであれば、かなりなその整備の計画もしてやっていかんといかんと思いますが、どのぐらいの費用いうてわかれば、あとどのぐらいその整備にかかる、大まかなところでいいですがかかるものかということをお願いしたいと思いますが。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） 旧十和地区でまだ未普及地域が5地区残っております。里川、津賀、茅吹手、口大道、奥大道でございますけれども、この中には地域の方の方からまだ要望が出てないところもあります。

それで、簡易水道の中には、老朽化をして改修を行わなければならないような施設も出てきております。これについては昭和が現在やっておりますけれども、十川地区にももう

改修が必要となってきたしております。

先ほど申しました5地区については、まだ全然概算の数値も出てきておりません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） この水道事業には随分とお金がかかるわけですが、十和地区でも今回は3億6,000万、窪川でも仕上げるとなると数億円の金額かかるわけですが、既に水道は引いたものの、家庭内で使うて、門口まで引いてよね、それで終わっているというのが数十軒というか数百戸ばかりありやあせんろうかと思いますが、そういう把握というか、数字をつかんでおられますか。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） ここではつかんでおりませんが、申請のときに工事費の負担金をいただいておりますので、それを調べれば件数がわかると思います。

○議長（味元和義君） 24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 随分とあると僕は見えております。

それで、今度の昭和地区でも仁井田地区でも、工事費が要るから門口まで引いちゃくというのは随分でてくると思います。民間やったら、あとから推進でもいくと思いますが、そういうもんを調べて、1軒でもちょっとでも使うて、基本料でも使っていただくというような方法をとっていただきたいというように思いますが。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） 強制はできませんけれども、できるだけ使っていただくというようなお願いはしていきたいと思っております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 1点だけ伺います。

287ページの、在宅活動宅老所活動費補助金が240万ですね。この多分8カ所ぐらいではないかなと思いますが。

この、宅老の30万円の補助の中で、活動費の中で、どのような内容で、新規で8カ所ですので、新規でやられて、今回新規でやろうとしているところはどこら辺にあるのか。

30万円ぐらいで、人件費は恐らくこれは認められないというような形の活動補助金ではないかというふうに思いますが、このままで、振興計画の中でも宅老を今後進めていくと

というような計画になっておりました。そういう中でこれで十分かどうか、そこらあたりも含めてですね、1回だけで結構ですので答弁してください。

○議長（味元和義君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 宅老については、今8カ所ということで行っております。

内容につきましては、これはそれぞれ地域によっていろんなボランティアのやる団体も違いますし、立ち上がった内容も違いますけれども、基本的には65歳以上の老人をここに通わせて、いろんなサービスを提供したり、閉じこもりを防止するという目的でございまして、補助の内容につきましては、その宅老の内容であれば何でもいいということに、一応はご説明はしておりますが。そこに必要な備品であったり、それから食材の材料であったり、調味料であったり、特に細かな規定はこの場合はしておりません。

といいますのは、先ほど申し上げましたように、宅老によって若干使い道がですね、いろんな形で、送迎とかそれなりに使うところもあれば、今言った食料に使うところもあったり、それからいろんな娯楽で花見に行ったり、忘年会をやったりするときのバス代に使ったりとか、それぞれありますので、よく聞かれますけれども、「とにかく宅老に必要なものであればいいでしょう」という私は言い方をしております。で、今回たまたまどんどんどんどん増えていきまして、今回、興津、志和にもできましたし、次は松葉川でもやろうとしておりまして、この1件入っておりますけれども。

今回、宅老運営の推進協議会というのを立ち上げました。いろんなご意見をこの間もらったわけですが、内容についてもそれぞれの宅老所で、いろいろこれに使わしてくれんだろうかという意見もこの間いただきましたので、6月にですね、早速第1回目のリーダー会をやりまして、もうちょっと詳しい内容での必要なものを見きわめて、ちょっとその詳しい要項をつくろうかなということにしておりますので、6月の時点でそこら辺統一、ある程度できるものはできるというふうに思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 私、30万でどうかなという気がしたもので。まあ十和地域には宅老所は多分ないと思います。そういう中で、農業をしながら、あるいは林業をやりながら、家庭の主婦とかそういうボランティアの活動の中で、人件費も余り見られないということであればなかなか難しいかなという感情を持っておりました。そういう中で、こういう振興計画の中にもしっかりと位置づけをされておりますので、一定の推進協議会の中

でお話し合いをしてですね、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 272ページの介護保険についてご質問いたします。

この歳入のところで、滞納繰越分が50万あるわけですが、ご承知のとおり、これは普通徴収ということで、年金1万5,000円以下の方から徴収した分だと思うわけですが、50万の滞納があります。後期高齢者の医療費の保険もこういう形と同じ形となると思うわけですが、何人が滞納されて、その方はなぜ滞納しているのか、介護保険を受けられないような状態であるのかどうか、どういう方なのか、お尋ねします。

○議長（味元和義君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） この滞納については、ご承知のように、その特徴と普徴とございます。18万以下の年金の方は特徴で全部事前に徴収しますので、これは100%滞納はございませんが、滞納者はその年金額が18万以下の、いわゆる低所得者層の方ばかりでございます。数値的には変動もありますけれども、大体200人から220人ぐらいが、納期によって全期を納めてない方と、期別に納めてない方とおりますので、数えますと200人程度が滞納をしております。

どういう方ができないかといいますと、今も言いましたように年金額が非常に低い方ばかりですので、徴収にはお伺いしますけれども、1月の生活費が4万とかですね、5万とかいう方であったりしますので、なかなかその事情を聞いておりますと、かなり納めてくれというのが言いにくい方がほとんどの状態でございます。中には、介護保険はもう払わんとに、もう介護保険の一切お世話にならんというような方も結構おられまして、どちらかいうと、本当に滞納をせざるを得ん家庭の方が非常に多いという方でございます。中には、結構扶養家族がおっていわゆる悪質な方も中にはおりますけれども、ほとんどの方が2人暮らしであったり、ひとり暮らしであったりという方でして、なかなか、今後そういった方たちが納めていただく手段をどうするかというのは、非常に今後の課題ではないかというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） こんなに大勢おるということは知りませんでした。結局これも後期高齢者の保険ですよ、医療保険。これも、こういう方々が普通徴収になるわけで、

それも200人ぐらいの滞納者が出てくる恐れが、今の課長の話聞いたらあるわけで、これは大変なことだなと思うわけですが。

介護保険の場合は、もしそれを滞納すれば介護保険が受けられない、サービスが受けられないという実態は起こってないんですか。

○議長（味元和義君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 今のところ、そういう方はおいでません。

ただ、この場合も1年以上滞納しますと、あるいは1年半とかいうことになりますと、一旦自分が10割払うとかですね、それからもしあれの場合はさかのぼって滞納額を振り込んでいただいた後に使用していただくとかいう使い方をしますけれども、今のところ、滞納によってサービスが受けられないという方は出ておりません。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 多分、後期高齢者医療制度の中でも、この保険料が払えない方が、介護保険さえ払えないんだから、その二重にまた払うとなったらとても払えない人が200人ぐらい出てくることはもう目に見えておりますので、これは絶対自治体としても何とか対応しなければいけないでしょうから、町長、しっかり肝に据えておいてください。

それから、宅老所のことを酒井さんが質問ありましたが、本当に私も課長のお世話になりまして、大正でも宅老所で今補助を受けてるわけですが。ただ、これからどんどん施設に入れない高齢者が出てきます。地域で見ると、やっぱり宅老所的なものを地域につくっていかなくちゃいけないんじゃないかと思うわけですが、ただ年間30万で、しかも人件費はつかないんですよ。ある程度町が上乗せして人件費、まるまるボランティアではできないので、責任者の方、非常に大変です、これを回していくのに。ある程度の人件費が出るような制度に町単のでもいいですので、今、多分国の事業で入ってると思いますが、町単で上乗せるような形でやっていかないと、本当に高齢者が行く場所がないということが起こりますので、検討委員会をやるようですので、ぜひそのあたりのこともお含みの上で、よろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（味元和義君） 岡林健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡林寿男君） 本来、うちの宅老が他の市町村との大きな違いは、ボランティアで全部やっていただいておりますというのが大きな違いです。この8カ所以外に、まだ自主的にやりゆう宅老が8カ所、これは週1回ではございませんが有りまして、幸い窪

川というか、四万十の場合は非常にボランティア活動が盛んな町ということで、この間、実は県の包括の運営協議会の中でも高く評価されたわけですけども。

おっしゃいますように、いつまでもそのボランティアがいっぱいできるかというのはちょっと疑問でございます。今回協議会を立ち上げました理由も、今、実際運営しゅう宅老の中で、できればちょっとでも自分たちの人件費に使いたいというような意見も出てきましたので、実態を含めて、その6月の協議会の中でそこら辺を協議をして、町としてもできる範囲内、人件費に使っていいのかどうか、できるもんなら、宅老は非常に介護予防にも役立っておりますので、私自身は、今後の一つの窪川のすごく介護予防を支える、民間と協働してやっていける施設ととらえておりますので、私の最後の希望としまして、町長の方にもそのことは強く伝えておいていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 1 点だけお伺いします。

256 ページの後期高齢者の歳出に関連してですけども、総務費では、当然四万十町の事務管理費だと思いますけれども、この広域連合納付金というのは、例えば広域連合の事務管理費もこの中から支出されるのでしょうか。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

広域連合の納付金ではございますが、これは保険料とですね、保険基盤安定納付金、それと延滞金ということで、保険料が全体で1億8,115万2,000円、それから保険基盤安定の部分が8,531万4,000円、延滞金が1万円と、その部分を広域連合に納付するというところでございます。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） その広域連合の一般事務管理費の、どう言いますか、負担についてはどのような配分といたしますか、もしわかっておりましたら。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

手元に資料はないんですが、全体で1億何がしの金額出ておりますので、それは人数割といたしますかですね、それを割ったもんで出すようになっております。それでうちの場合

が一千五百何ぼでしたかね、のお金が積算されております。

○議長（味元和義君） 9 番岩井優之介君。

○9 番（岩井優之介君） 広域連合の組織は県と市町村の出向だと伺っておりますけど、それは県の方からもそういう応分の負担金は出てるんでしょうか。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） それはですね、今、広域連合に所属しておるのは全町村、市町村でございますので、その部分で皆さんが出しております。今現在 16 名ですかね、15 名が市町村から行って、連合会から 1 名派遣されていると思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

19 番梶原政利君。

○19 番（梶原政利君） 岩井議員に関連しまして。後期高齢者医療保険の、医療制度の特別会計ですが、大変不勉強でわかりませんので教えてもらいたいと思いますが。

保険料の徴収と、一般会計からの繰り入れで、歳入の合計が 2 億 8,600 万ということですが、一番最初の国保から、後期高齢者支援金として 2 億 8,669 万 4,000 円が歳出で載っております。これは、この特別会計へは入ってないお金ですか。どういうところへ使うのにこの支援金という形をとってますか。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 支援金はですね、広域連合にそのまま入るような形になっておりますので、保険で 1 割ですか、あと、その部分で 4 割ですか、その分は広域連合の方に行ってますので、直接この特別会計の方には入ってきません。

○議長（味元和義君） 19 番梶原政利君。

○19 番（梶原政利君） 広域連合の方へ納付する金ということですか。そしたら特別会計へは別に関係ないということですね。

〔市川町民環境課長「はい」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） 先ほどの山岡議員のご質問に補足をおきたいと思えます。

十和の未普及地域ですけれども、行政区として 5 地域ございまして、簡易水道が整備をされている地域内の中にも何カ所かは未普及の一部地域がございます。これについては大

正にもございます。先ほどご説明申し上げました、羽立川とか西の川というような形で残っておるところがあります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第５０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５０号平成２０年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

議案第５０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５１号平成２０年度四万十町介護保険事業特別会計予算を採決します。

議案第５１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５２号平成２０年度四万十町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

議案第５２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５３号平成２０年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

議案第５３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５４号平成２０年度四万十町園芸作物価格安定事業特別会計予算を採決します。

議案第５４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第１１ 議案第５５号平成２０年度四万十町農業集落排水事

業特別会計予算、日程第12 議案第56号平成20年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第13 議案第57号平成20年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計予算、日程第14 議案第58号平成20年度四万十町給与等集中処理特別会計予算、日程第15 議案第59号平成20年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第55号から議案第59号までの5議案を一括議題とします。

この5議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） わからないことがあるので、お伺いをします。

今、議案第59号四万十町水道事業会計まで入りましたので、関連してわからない点をお伺いします。

まず、56号の下水道の方ですが、これ、大正ですかね。これの本年度のいわゆる償還が約5,800万ほどですけれども、あと、この下水道に対するあと残りのいわゆる公債費ですかね、というか、ちょっとこれ、わからんもんで、これ、まずどれだけいわゆる下水道処理であと残っているのか、まずこの点を教えてください。

○議長（味元和義君） 伊藤上下水道課長。

○上下水道課長（伊藤哲郎君） 申しわけございません。数字についてはちょっとここでつかんでおりませんけれども、平成29年に償還が終わる予定です。数値、すみません、後ほど。

〔14番下元昇君「大体で構んで、大体でわかるとこで」と呼ぶ〕

ちょっと調べますんで、すみませんが。

○議長（味元和義君） 森本財政班班長。

○総務課財政班長（森本吉彦君） 下水道の特別会計の19年度末。

〔14番下元昇君「うん」と呼ぶ〕

19年度末の起債残高が6億300万程度。

〔14番下元昇君「はい、はい、結構です」と呼ぶ〕

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） はい、ありがとうございました。

それですね、なぜお伺いしたのかというと、実は昨年、国の方の国会で多分、地方自治体のいわゆる財政健全法ですか、これが通過して、本年度からのいわゆる決算、これが一般会計とか、ここにありますようなさまざまな特別会計、それから第3セクターを含めた企業会計分もいわゆる一括して報告すると、これが義務づけられてますので、その関連でちょっとお伺いをしてるんですけども。

今、説明があったように、例えば大正の下水道でまだ6億残っていると。ここで今やっている四万十町の水道事業でも14億ほどまだ残っていると、簡易水道でも2億6700万ほど残っていると。これ、合計すると水道事業だけでも約22億ほどのまだ借金が残っていると、こういったことでちょっとお伺いしたいんですけども。

それで、この8年度からの決算を、いわゆる地方自治体の、これ、新聞でちらっと見たんでちょっと詳しくわからないんですけども、地方自治体のいわゆる隠れ借金というのをはつきりせえという意向でこの法案が通ったと思うんですけども、まだ本当にこの内容が私どもも、一般会計プラス特別会計プラスいわゆる企業会計の分も含めて全部、いうたらどれだけの予算の中で、全額どれだけの借金が残ってるかというのを恐らく示せということだと思うんですけども、そこらあたりのまだあれがですね、ネットで引いたんですけどもよくわからない点があったんで、これ、財政班の方にですね、ここで今日の答弁は必要ないんですけども、例えば本年度あるいは向こう3年度ぐらいの平均でこう出すのかなと思うんですけども。

だから我々も、今までのこの一般会計だけでいわゆる実質公債比率18%云々でこうやってますけれども、本年度の終わりからは、もっと全般的な含めたいいわゆる借金がどのくらいあって予算がどのくらいあるかということを我々もチェックしなければいけないと思うんで、例えば今度のいわゆる臨時議会でも結構ですし、6月の定例会でも結構ですけども、そこらあたりまでにこの国が本年度から決めた財政健全法ですね、わかりやすい資料をぜひともつくっていただいてお示し願いたいと思うんですけども、それはできますでしょうかね。

○議長（味元和義君） 森本財政班班長。

○総務課財政班長（森本吉彦君） 健全化法の関係でございますが、4つの指標があるということで、わかりやすい資料、例えばこの指標については、4つのうちの3個目の指標については、この会計とこの会計とこの会計が入りますよというようなぐあいの資料ですか。分母に何が来て、分子に何が来てというようなところで。

〔14番下元昇君「それがわからんきよね、詳しくいわゆる全部の分で構んきよね、それができるかどうかということ」と呼ぶ〕

わかりました。資料はできます。要望書いていく分ですので資料はできます。数字をはめた分は19年度の決算が済んだ8月ごろになると思いますが、要望をはめた分については出せます。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） だから、わかりにくいんですね。だから財政班の方も多分苦労すると思うんですけども、我々はちらっと見ただけで、でも現実には今年度の8年度の決算からこうやってやらないかんということは決められちゃうきよね、我々も勉強するためにわかりやすい何かをつくってもらいたいということで提案したので、よろしくお願いします。終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号平成20年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

これより議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５６号平成２０年度四万十町下水道事業特別会計予算を採決します。

議案第５６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５７号平成２０年度四万十町ふるさとの森づくり事業特別会計予算を採決します。

議案第５７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５８号平成２０年度四万十町給与等集中処理特別会計予算を採決します。

議案第５８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５９号平成２０年度四万十町水道事業会計予算を採決します。

議案第５９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより１０時４５分まで休憩をします。

午前１０時２０分 休憩

午前１０時４４分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第１６ 陳情第１０号バイオマス等自然エネルギー施設導入に助成措置を求める陳情書を議題とします。

この陳情につきましては所管の産業常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので報告を求めます。

産業常任委員長松下和孝君。

○産業常任委員長（松下和孝君） それでは、産業常任委員会より陳情の結果報告いたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第９４条第１項の規定により報告いたします。

受理番号陳情第１０号。

付託年月日平成２０年３月６日。

件名、バイオマス等自然エネルギー施設導入に助成措置を求める陳情書。審査の結果は採択すべきものと決定いたしました。全員一致であります。ご審議のほど、ご決定のほど、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 産業常任委員長の報告が終わりました。

産業常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第10号バイオマス等自然エネルギー施設導入に助成措置を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第10号を産業常任委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17 陳情第1号四万十町見付字壺合奈路の農道の町道認定及び舗装工事の施工に関する陳情書、日程第18 陳情第2号町道編入を求める陳情（フナキノ線）、日程第19 陳情第3号町道編入を求める陳情（大久保線）、日程第20 陳情第4号町道編入を求める陳情（ヨスケ線）、日程第21 陳情第5号町道編入を求める陳情（中部屋線）、日程第22 陳情第6号町道編入を求める陳情（城屋敷線）、日程第23 陳情第7号国道439号線小石トンネル出口から大正大奈路、西ノ川大橋までの歩道街路灯設置要望について、日程第24 陳情第9号家地川地区の未給水地区への簡易水道整備の陳情書、日程第25 陳情第11号国道439号線小石トンネル～大正大奈路、西ノ川大橋間の街路灯の設置を求める陳情、以上、陳情議案9件を一括議題とします。

この陳情につきましては所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので報告を求めます。

建設常任委員長竹内常喜君。

○建設常任委員長（竹内常喜君） 建設の方にはたくさん今回陳情いただいておりますので、今から順次報告をしていきますので、よろしくお願いいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94

条第1項の規定により報告いたします。

受理番号陳情第1号。

付託年月日平成20年3月6日。

件名、四万十町見付壱合奈路の農道の町道認定及び舗装工事の施工に関する陳情書。審査の結果は採択であります。全員一致であります。

陳情第2号、平成20年3月6日。町道編入を求める陳情（フナキノ線）であります。審査の結果は不採択であります。全員一致であります。

陳情第3号、平成20年3月6日。町道編入を求める陳情（大久保線）。審査の結果は採択すべきであります。全員一致であります。

陳情第4号、平成20年3月6日。町道編入を求める陳情（ヨスケ線）。審査の結果は不採択であります。全員一致であります。

陳情第5号、平成20年3月6日。町道編入を求める陳情（中部屋線）。審査の結果は不採択であります。全員一致であります。

陳情第6号、平成20年3月6日。町道編入を求める陳情（城屋敷線）。審査の結果は不採択であります。

陳情第7号、平成20年3月6日。国道439号線小石トンネル出口から大正大奈路、西ノ川大橋までの町道街路灯設置要望について。審査の結果は採択であります。

陳情第9号、平成20年3月6日。家地川地区の未給水地区への簡易水道の整備の陳情。審査の結果は採択であります。全員一致であります。

陳情第11号、平成20年3月6日。国道439号線小石トンネル～大正大奈路、西ノ川大橋間の街路灯の設置を求める陳情であります。これについては陳情7号と11号は同じ場所でありますので、審査の結果はみなし採択とさせていただきました。全員一致であります。よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

○議長（味元和義君） 8番山上利嗣君。

○8番（山上利嗣君） 短期間のうちにたくさんの陳情処理、本当に委員長さん、ご苦労さんでございました。

それでお聞きをいたしますが、今回の陳情の案件の中で、陳情2号、4号、5号、6号

が不採択ということになっておりますけれども、この理由についてひとつ明確に説明をお願いいたします。

○議長（味元和義君） 竹内建設常任委員長。

○建設常任委員長（竹内常喜君） 2号、4号、5号、6号、この件については委員会の中では不採択ということで審査の結果をまとめさせていただきました。

この件については、この4件とも今まで生活道として使っておった、そういうところがあります。そしてほ場整備等で道幅が広くなり、それを町道にしてもらいたいという理由づけで今回陳情が上がってきたところであります。こういう4件とも、距離も長いところで50メートル、短いところでは20メートルぐらいの大変短いところありますので、これを皆、町道に編入していくと、今後いろいろな問題が生じてくるという委員の意見から不採択とさせていただきました。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 陳情の中身について採択、不採択ということではございませんけれども、一つテクニックについてお伺いしたいと思うんですが、例えば陳情7号と11号、これ、内容が違うのかなと思って見ておったんですが全く内容一緒ですわね。そういう場合、やはり一応陳情者の方と一つ統一させて、丸めるといいますか、統一したものを出してそれを審査するというのが私は順当ではないだろうかと思うんですが、その点の、これは前段階の話ですけれども、委員会の中で議論はなかったのかどうなのか、ちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（味元和義君） 竹内建設常任委員長。

○建設常任委員長（竹内常喜君） この2件については、提出者の方からも了解をいただいております。それで7号と11号は同じものであるので、そのみなし採択というような方向で取り組ましていただきたいということで、それで結構ですという了解をいただいております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） みなし採択というのはどういうことなんですか、意味は。わかりません。

○議長（味元和義君） 竹内建設常任委員長。

暫時休憩します。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 10 時 59 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

26 番池本公夫君。

○26 番（池本公夫君） 先ほどその陳情、2 号とその 4 号、5 号、6 号ですが、これ、一応生活道であり傷みも激しいという部分に乗ってますけど、こういう状態で住民は困っちゃうと思うがです。それで、短いのでいかんではなく、どういう状態、何がどういう問題になっているのか、そこをもうちょっと詳しく。

○議長（味元和義君） 竹内建設常任委員長。

○建設常任委員長（竹内常喜君） この 4 件とも委員会で見せていただきましたが、先ほども言いましたように、これは今までの生活道であります。それをほ場整備等で道が広くなって 3 メートルぐらいの道ができております。それで、それを町道に編入をしてくれということで、その家までの、行きどまりの道でありまして、それが迂回路でずっとほかへ回って行けるというような道でもありません。それで、これを今後認めていたら、こういうところは旧十和、大正、そこらあたりもたくさんこういう道があるわけで、大変なことになるという意見が委員の中の方から出ました。それで不採択という結果になったわけでございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第 1 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第 1 号四万十町見付字壱合奈路の農道の町道認定及び舗装工事の施工に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第1号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2号町道編入を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手少数です。したがって、陳情第2号は不採択することに決定しました。

これより陳情第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3号町道編入を求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第3号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第4号町道編入を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。陳情第4号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手少数です。したがって、陳情第4号は不採択することに決定しました。

これより陳情第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第5号町道編入を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。陳情第5号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手少数です。したがって、陳情第5号は不採択することに決定しました。

これより陳情第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第6号町道編入を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。陳情第6号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手少数です。したがって、陳情第6号は不採択することに決定しました。

これより陳情第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第7号国道439号線小石トンネル出口から大正大奈路、西ノ川大橋までの歩道街路灯設置要望についてを採決します。

お諮りします。

陳情第7号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第9号家地川地区の未給水地区への簡易水道整備の陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第9号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号国道439号線小石トンネル～大正大奈路、西ノ川大橋間の街路灯の設置を求める陳情について申し上げます。

既に同じ内容の陳情第7号が先刻採択されておりますので、陳情第11号は採択されたものとみなします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第26 発議第1号補助金等で整備した施設の有効利用を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

5 番山岡義正君。

○5 番（山岡義正君） 発議第1号、提出は私、山岡義正でございます。賛成者は議運の委員の皆様方に賛成をいただいております。

案を読み上げさせていただきます。補助金等で整備した施設の有効活用を求める意見書案でございます。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出をいたします。読み上げさせていただいて提案理由にさせていただきます。

補助金等で整備した施設の有効活用を求める意見書。

これまで地方公共団体では、住民の福祉向上を図るため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、国、県の補助金等を活用したさまざまな施設を整備し、住民福祉の向上に努めてきました。

しかし、急速に進む少子高齢化や人口自然減に加えて、若者の地方流出に歯止めがかからない状況等から、利用頻度が低下した施設が増加しています。さらに市町村合併による施設の統廃合に伴い、補助金等で整備した施設の遊休化が急速に進んでいるのが実情です。

地方公共団体は遊休施設の有効活用を図るため、地域の実情に合った転用を求めています。が「地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」のうち「補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化」においては、ほとんどの目的に転用できる省庁の取り扱いと、基本的に自省庁の目的の範囲内に限定している場合などの温度差があり、その取り扱いに大きな差があります。

補助金等で整備した施設を他の目的に転用することは、政策上の課題を残すこととなりますが、人口が減少し市町村合併によって自治体の強化を図ろうと模索する地方公共団体の実態と、人口が集中する都市部とを同じ基準で判断することはいささか無理があると思います。

地域再生法(平成17年4月1日施行)は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とし、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うために、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ施策を総合的に策定するとして、「地域再

生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」を講じています。

そこで、「地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」のうち、「補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化」においての各省庁の補助対象施設の有効活用に係る取り扱いは、各自治体の自主性及び自立性を重視し、地域産業の振興や教育、福祉の向上などに寄与できるよう、「地方公共団体の意思決定」を尊重し、柔軟に転用できるよう、「地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」の「補助対象施設の有効活用について」、さらなる弾力的な運用を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣 福田康夫氏初め、厚生労働大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、総務大臣、財務大臣、以上であります。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号補助金等で整備した施設の有効利用を求める意見書を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第1号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２７ 発議第２号議員派遣の件についてを議題とします。

５番山岡義正君から、地方自治法第１００条第１２項及び会議規則第１１９条並びに会議規則第１４条の規定により提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

５番山岡義正君。

○５番（山岡義正君） 発議第２号。提出先、味元和義様。

提出者は私、山岡義正と議会運営委員全員の賛同を得ております。

議員派遣の件について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

議員派遣の件でございます。地方自治法第１００条第１２項及び会議規則第１１９条の規定により、次のとおり議員を派遣いたします。

第３３回町村議会議長・副議長研修会。

目的、議会運営の衝にあたる町村議会議長の職務遂行に必要な地域情報を提供し、議会の活性化を図り、もって、住民福祉の向上に資する。

期日、平成２０年５月２０日から２１日。

場所は東京都メルパルクホールです。

派遣議員は議長、副議長、そして、そのほか議長が指名する議員となっております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２号議員派遣の件についてを採決します。

発議第２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第２８ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

産業常任委員長及び建設常任委員長から、委員会において審査・調査中の事件について、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） １９番梶原政利君。

○１９番（梶原政利君） 閉会中の継続審査・調査申し出書の中で、産業常任委員会に付託をされております、燃油高騰への緊急対策を求める請願書です。

これは私が紹介議員になっておりますので、委員長にお伺いします。審議の内容、審査の内容をお聞きしたい。なぜ継続になったのか、どういう審査を行ったのか。私はこれ、「緊急」という名前をつけて請願をしております。紹介議員になっておる以上、継続になりましたと組合長に報告をしなくてはなりません。坊の使いではありませんので、どういう審査を行った結果、継続になったのか、また、継続審査をいつまでに終わるのか、その辺をお聞きしたいように思います。

○議長（味元和義君） 産業常任委員長松下和孝君。

暫時休憩します。

午前１１時１７分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ご異議がありましたので、この件について採決をしたいと思いますが、これに対してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしということですので、閉会中の継続審査・調査申し出について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数ですので、閉会中の継続審査・調査申し出については、そのことについてを決定をしました。したがって、産業常任委員長から申し出の閉会中の継続調査することに決定をいたしました。

次に、総務・産業・建設各委員長及び教育民生委員の副委員長から各委員会において審査・調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しております申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

暫時休憩をします。

午前 11 時 22 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成 20 年第 1 回四万十町議会定例会を閉会します。

午前 11 時 30 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員